

消防法施行令別表第1（抜粋）

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3) 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケット、物品販売店舗又は展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6) 項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、救護施設、乳児院、障害者支援施設等
	ハ	老人デイサービスセンター、更生施設、助産施設、保育所、児童発達支援センター等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7) 項		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専門学校、各種学校等
(8) 項		図書館、博物館、美術館等
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(11) 項		神社、寺院、教会等
(12) 項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14) 項		倉庫
(15) 項		(1) 項から(14) 項に該当しない事業場
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)～(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2) 項		地下街
(16の3) 項		建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
(17) 項		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物
(18) 項		延長50メートル以上のアーケード